

令和7年度 摂津峡エリアのリニューアル に向けた検討業務募集要項

高槻市 街にぎわい部 歴史にぎわい推進課

【目 次】

1 趣旨	P 1
2 業務概要	P 1
3 業務実施事業者の選定方法等	P 1
1 事業者の募集及び選定方法	
2 審査方法	
3 審査基準	
4 応募資格	P 2
5 応募の手続き	P 2
1 募集等のスケジュール	
2 提出書類	
3 企画提案書の作成等	
4 書類審査の実施	
5 ヒアリングの実施	
6 選考結果の発表	
7 失格事項	
6 その他留意事項	P 6
7 問合せ先（担当窓口）	P 7

別紙1 仕様書

別紙2 様式一覧

別紙3 摂津峡公園パンフレット

別紙4 高槻市摂津峡青少年キャンプ場のリニューアル検討状況

参考1 摂津峡活性化プラン (<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/59/4356.html>)

参考2 史跡芥川城跡 (<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/history/4560.html>)

1 趣旨

摂津峡は大阪北摂を代表する景勝地であり、周辺地域には日本最初の天下人・三好長慶の居城である史跡芥川城跡やリニューアル検討を進めている摂津峡青少年キャンプ場がある。

本業務委託では、利用者・市民ニーズを把握しつつ、民間活力の導入も見据えながら、史跡芥川城跡やキャンプ場等と連携し、摂津峡及び周辺地域を含めたリニューアル検討を進めることで、安満遺跡公園や高槻城公園と並ぶ本市を代表する摂津峡公園がこれまで以上に観光ポテンシャルを活かした、市内外の利用者が憩い楽しめる魅力的な公園となるよう取り組むものである。

本業務の実施については、高度な知識や企画力、幅広い専門性等を有し、本業務に対して高い意欲を持つ民間事業者を募集します。

2 業務概要

- ・業務名称：令和7年度 摂津峡エリアのリニューアルに向けた検討業務
- ・履行期間：契約締結日から令和8年3月31日
- ・提案金額の上限：15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・業務内容：別紙「仕様書」のとおり

3 業務実施事業者の選定方法等

3-1 事業者の募集及び選定方法

事業者の選定は「公募型プロポーザル方式」により行います。

3-2 審査方法

関係職員により構成する選定委員会において、資格審査、書類審査、ヒアリングを通じ、最優秀提案事業者を決定します。なお、公正を期すため、提案者を原則匿名にして審査を実施します。

3-3 審査基準

- ① 事業者の業務実績（10点）
- ② 業務の実施体制及び専従する担当者の資質（20点）
- ③ 各業務提案（計40点）
- ④ 業務の組み立て及びスケジュール（10点）
- ⑤ 自由提案（10点）
- ⑥ 業務に係る予算の妥当性（10点）

4 応募資格

応募者は、令和7年度高槻市入札参加資格者名簿に登録されており、かつ名簿に登録している第1希望業種または第2希望業種を「土木設計 造園」としている者で、次に掲げる全てに該当しない者とします。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- ・ 市の指名停止の措置を受けている者
- ・ 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者（ただし、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。）
- ・ 手形交換所による取引停止処分を受けている者
- ・ 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第7条に規定する暴力団員等に該当する者
- ・ 最近1年間の国税及び地方税を滞納している者
- ・ 市長及び市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の地位にある団体
- ・ 令和7年4月1日現在において、引き続き2年以上営業を行っていない者

5 応募の手続き

5-1 募集等のスケジュール

募集のスケジュールは以下の通りです。

項 目	時期（いずれも令和7年）
募集要項の公表	4月21日（月）
質問の受付期間	4月21日（月）～25日（金）
質問に対する回答	4月30日（水）まで
応募登録申込書・誓約書・添付書類の締切	5月16日（金）まで
企画提案書の締切	5月16日（金）まで
書類審査の結果通知	5月21日（水）頃
応募事業者ヒアリングの実施	6月3日（火）
審査（選定委員会）	6月3日（火）
業務実施事業者の決定	6月6日（金）以降
契約の締結	6月中を予定

5-1-1 質問と回答

本企画提案に係る質疑については以下のとおりとします。

- ・受付期限：4月25日（金）午後5時まで（必着）
- ・受付方法：必ず所定の様式（様式第3号）でEメールにて提出してください。

Eメール提出後、下記提出場所に記載の連絡先まで電話にて到達確認をすること。

- ・回答方法：寄せられたすべての質問と、質問に対する回答を4月30日（水）午後5時までに市ホームページにて回答します。質問を行った企業名は公表せず、また意見表明と解されるものには回答しない場合があります。

5-2 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

名称	様式等	締切
① 応募登録申込書	様式第1号	5月16日（金） 午後5時まで
② 誓約書	様式第2号	
③ 添付文書	応募者の概要書（会社案内等） ※様式は任意	
④ 委任状	様式第11号 ※契約に関する権限を委任する場合のみ	
⑤ 企画提案書	様式第5～10号（様式第9号の提出は任意、見積書等について様式は任意） ※作成に関しては下記参照	

※上記締切までに下記方法で提出してください。

5-2-1 提出場所

高槻市街にぎわい部歴史にぎわい推進課

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号

TEL：072-674-7393

FAX：072-674-7721

メール：tak3937@city.takatsuki.osaka.jp

5-2-2 提出方法

持参または郵送（提出期限厳守、郵送の場合、配達証明が取れる方法で必着）

なお、持参は執務時間内（午前9時～午後5時 ※土、日曜、祝日を除く）とする。

イ 業務の実施体制（様式第 6 号）

提案者及び関係機関等を含めた業務実施体制を模式図にて示してください。提案者の社名については記載しないでください。（「弊社」等とする）

ウ 統括責任者及び担当者の主要業務実績等（様式第 7 号）

統括責任者を明示するとともに、担当者の実務経験、主要業務実績等について記載してください。また、本業務の期間中における全勤務時間のうち本業務が占めるおおよその割合についても記述してください。

エ 企画提案の概要（様式第 8 号）

企画提案の概要を 1 枚で簡潔に記載してください。

オ 自由提案の概要（様式第 9 号）

自由提案の概要を 1 枚で簡潔に記載してください。※提出は任意。

カ 実施スケジュール（様式第 10 号）

おおよその実施スケジュールを記述ください。

5-4 書類審査の実施

6 社以上応募の場合、提出された企画提案をもとに書類審査を行い、上位 5 社をヒアリング対象として選定します。

書類審査を実施した場合は、令和 7 年 5 月 21 日（水）頃に選考結果をお知らせし、書類審査を通過した事業者に企画提案の内容に関するヒアリングの詳細をお送りします。

5-5 ヒアリングの実施

書類審査を通過した事業者については、企画提案の内容に関するヒアリングを令和 7 年 6 月 3 日（火）に実施しますので必ず参加をお願いします。

時間、場所、持ち時間等の詳細は、ヒアリングに参加する事業者が確定後、別途通知します。

なお、事業者が 1 社の場合であってもヒアリングを実施し、所定の点数を上回った場合は、最優秀提案事業者として確定します。

5－6 選考結果の発表

6月6日（金）以降に文書にて選考結果を送付します。選考結果についての質問については、お答えしません。

5－7 失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とさせていただきます。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ・選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合
- ・応募資格を満たしていないことが判明した場合
- ・応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ・その他不正行為があった場合

6 その他留意事項

- ・応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。
- ・応募書類及び追加資料は、返却しません。
- ・応募書類及び追加資料は、「高槻市情報公開条例」に基づき公開することがあります。
- ・契約に当たっては、企画提案時に提出された見積書に記載の金額（税込み）にて随意契約を行うものとします。
- ・契約にあたり、契約保証金等を納めていただく場合があります。
- ・受付期間の終了後における応募書類及び追加書類の再提出又は差替えは、原則として認めません。
- ・応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- ・応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表など市が必要と認める場合には、市は応募書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。
- ・個人情報については、「個人情報保護法」に基づき、適正に管理します。なお、目的外利用をすることは一切ありません。

7 問合せ先（担当窓口）

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号

高槻市 街にぎわい部 歴史にぎわい推進課

担 当：吉岡、中森

電 話：072-674-7393

FAX：072-674-7721

メール：tak3937@city.takatsuki.osaka.jp